

II. 限度額適用認定証は自動更新されません！

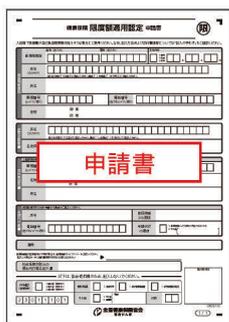
限度額適用認定証を有効期限後も引き続き必要とされる場合は、改めて「健康保険限度額適用認定申請書」にてご申請いただく必要がございます。
※非課税の方は「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」にてご申請ください。

限度額認定証の
詳細はこちら▶



申請からご利用までの流れ

1 申請書を「協会けんぽ宮城支部」へ郵送！



2 受付から1週間～10日後に認定証が到着！



3 病院の窓口で、保険証と認定証を一緒に提示！



有効期間は1年間です！

申請書を受付した月の初日から1年間の有効期限で発行されます。

例) 令和5年8月21日受付
→令和5年8月1日～令和6年7月31日

有効期限が切れた認定証は、協会けんぽへご返却ください。



一部の方は「高齢受給者証」が認定証の代わりになります！

下記①～③の項目を全て満たしている方は、限度額適用認定証が発行されません。(つまり、ご申請いただく必要がありません。)

- ①70歳以上75歳未満の方
- ②「被保険者の住民税」が課税の方
- ③高齢受給者証の負担割合が2割の方 又は「被保険者の標準報酬月額」が83万以上

限度額
適用認定証
がなくても



一部の医療機関では自己負担限度額を確認することができます。

オンライン資格確認が導入されている医療機関等では、保険証/マイナンバーカードを提示することにより、高額療養費の自己負担限度額を超える支払いを抑えることができます。

詳しくは
こちら▼



III. 「高齢受給者基準収入額適用申請書」が届いた方へ

高齢受給者証の負担割合が**3割**と判定された方でも、該当する年の収入が一定の基準に満たない場合、申請により負担割合が2割になる場合があります。くわしくは、協会けんぽ宮城支部にお問い合わせください。

■お問い合わせ先：協会けんぽ宮城支部 業務グループ TEL 022-714-6852

 **全国健康保険協会 宮城支部**
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/miyagi/>

協会けんぽ 宮城

検索

〒980-8561
仙台市青葉区国分町3-6-1
仙台パークビル8F

TEL 022-714-6850
FAX 022-714-6857

宮城支部メルマガ
会員募集中！



登録はこちら▲